

新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務
公募型プロポーザル 質疑に対する回答

No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	実施要領	1	3 審査委員会の設置 審査委員会の構成（人数、所属、氏名 等）について、ご教示ください。	審査委員会の人数については、5人を予定しています。所属や氏名等については、審査委員会終了後まで非公表としています。
2	実施要領	2、3	6 資格要件 高知県の入札参加資格の登録は必要でしょうか。 必要な場合、登録の種類についての指定はありますか。	高知県の入札参加資格の登録は求めておりません。
3	実施要領	2、3	6 資格要件 共同企業体の代表構成員のみに求められるとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体で参加する場合、6 資格要件のうち、（8）の類似業務実績については代表者に実績があることを要件とします。また、（9）ア 管理技術者については、代表者において配置できることを要件とします。（9）イ 主任技術者については、共同企業体の中から配置できることを要件とします。それ以外の資格要件については、全ての構成員が満たす必要があります。
4	実施要領	2、3	6 資格要件（8） 共同企業体にて参加の場合は共同企業体の代表企業のみでよろしいでしょうか。	共同企業体で参加する場合、代表者に実績があることを要件とします。
5	実施要領	2、3	6 資格要件（8） 実績要件について、1 件あれば参加資格があり、件数は参加要件の確認に影響しない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施要領 様式 5	2、3	6 資格要件（8）、様式 5 実績要件について、1 件あれば参加資格があり、件数は参加要件の確認に影響しない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
7	実施要領 様式 5・6－1・ 6－2	2、3	6 資格要件（8）、様式 5・様式 6－1・6－2 実績の記載は参加要件の確認のため、実績の件数はその後の審査に影響がないという理解でよろしいでしょうか。	（別紙）審査基準の審査項目として、⑥業務実施体制を定めており、配置予定技術者の実績に基づいて審査を行いますので、実績の件数が審査に影響を及ぼす可能性があります。
8	実施要領	2、3	6 資格要件（8）（9） 過去実績及び類似業務は、公共・民間プロジェクトを問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、資格要件を満たす公共発注の過去実績及び類似業務がある場合は、優先的に様式へ記載をお願いします。
9	実施要領	3	6 資格要件（9）ア 管理技術者 実績として求められる「類似業務」とは、6 資格要件（8）に記載のある全ての段階におけるコンストラクション・マネジメント業務と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおり、基本設計、実施設計、工事施工準備の各段階におけるコンストラクション・マネジメント業務の実績を有することを要件とします。
10	実施要領	3	6 資格要件 （9）イ 建築意匠 実績として求められる CM 業務の実績は 6 資格要件（8）に記載の内容に限らず、業務名称・仕様内容に CM 業務の内容が含まれていれば、実績として認められますでしょうか。	主任技術者（建築意匠）の CM 業務の実績については、「6 資格要件（8）」に定めるような延床面積等の条件は求めませんので、ご質問のとおり、業務名称・仕様内容に CM 業務が含まれていれば、資格要件を満たすこととします。
11	実施要領	3	6 資格要件 （9）ア 管理技術者・イ 建築意匠 実績は 1 件あれば参加資格を満たしていると理解してよいでしょうか。 また、実績の件数は参加要件の確認、及びその後の審査に影響がないという理解でよろしいでしょうか。	実績が 1 件でもあれば、参加資格を満たすこととします。 （別紙）審査基準の審査項目として、⑥業務実施体制を定めており、配置予定技術者の実績に基づいて審査を行いますので、実績の件数が審査に影響を及ぼす可能性があります。
12	実施要領	3	6 資格要件 （9）イ 主任技術者 建築意匠以外の主任技術者（建築構造、電気設備 等）については、指定の資格を保有しておれば参加資格があり、実績の有無は参加要件の確認に影響しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施要領	3、4	8 参加申込及び資格要件の確認 資格要件の有無を確認するためであり、企画提案時の点数には影響しない、との認識で合っていますでしょうか。	概ねご理解のとおりです。ただし、（別紙）審査基準の審査項目として、⑥業務実施体制を定めており、配置予定技術者の実績に基づいて審査を行いますので、実績の件数が審査に影響を及ぼす可能性があります。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
14	実施要領	3、4	8 参加申込及び資格要件の確認 (1) ア 提出書類 提出部数は正本1部でよかったでしょうか。 副本の提出が必要な場合は、部数・綴じ方についてご指示ください。	参加申込に係る提出書類は正本1部の提出で問題ありません。
15	実施要領	3、4	8 参加申込及び資格要件の確認 (1) ア 提出書類 ii 共同企業体協定書は、自由書式でよろしいでしょうか。	自由書式で問題ありません。
16	実施要領	5、6	10 審査方法等 プレゼンテーションへの参加者の制限や人数上限などありましたらお教えください。	プレゼンテーションへの参加者は、プロポーザル参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者として（共同企業体で参加する場合は、代表者または構成員に限る）。参加者の人数上限を設ける予定はありませんが、必要最小限の人数としてください。
17	審査基準	1	1 審査項目及び提案内容 ②品質管理のAにおいて、「設計図書のチェックすべきポイントを挙げ、・・・」との記載がありますが、現時点で公表されている計画としては基本計画までと存じます。チェックポイントとしてはこの基本計画を基に挙げさせていただければよろしいのでしょうか？それとも現在公募されている設計者にて作成される設計図書の作成過程におけるチェックポイントを挙げればよろしいのでしょうか。	現在公募をしている基本設計・実施設計の設計者にて作成する設計図書の作成過程を想定し、チェックポイントを挙げてください。
18	審査基準	1	1 審査項目及び提案内容 ②品質管理のイに記載されている「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務の業務説明書」とは、貴県ホームページの「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザルについて」における8. 関係資料の02_新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務説明書を指していることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	審査基準	2	1 審査項目及び提案内容 ⑦地理的条件 「ア高知県内に主たる営業拠点があること 5点」とありますが、共同企業体体制によるものとした場合でも評価の対象となりますでしょうか。	共同企業体で参加する場合、代表者及び構成員が評価の対象となります。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
20	仕様書（案）	3	業務内容 イ 基本設計の内容確認 "・"7つ目「什器備品、映像・音響設備、ＩＣＴ（情報通信機器）、電話設備等の付帯設備に対する設計者の対応状況を確認し、その結果を発注者に報告する。発注者の指示があった場合は、設計者と協議し、設計の修正を依頼する。」とありますが、付帯設備の余条件整理および設計は、設計者の業務に見込まれるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	仕様書（案）	3	業務内容 イ 基本設計の内容確認 "・"8つ目「発注者が県のホームページ等で公表する設計内容に関して助言を行い、県による広報の支援を行う。また、設計者が実施する県民を対象としたワークショップ又は説明会に対して、必要な助言を行う。」とありますが、出席までは含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ワークショップ又は説明会への出席は必須とするものではないですが、発注者（県）が出席することが望ましいと判断する場合は、出席をお願いする場合があります。 なお、出席を求める場合、ワークショップ等は定期的な打合せ等に合わせた開催を想定しています。
22	仕様書（案）	3	業務内容 イ 基本設計の内容確認 「県民を対象としたワークショップ」の開催頻度や時期の想定があれば教えてください。	現時点では開催頻度や時期は未定であり、今後設計業者が決まり次第、協議の上決定する予定です。
23	仕様書（案）	3	業務内容 イ 基本設計の内容確認 「県民を対象としたワークショップ」へのコンストラクション・マネジャーの出席の要否も教えてください。	ワークショップへの出席は必須とするものではないですが、発注者（県）が出席することが望ましいと判断する場合は、出席をお願いする場合があります。 なお、出席を求める場合、ワークショップ等は定期的な打合せ等に合わせた開催を想定しています。
24	仕様書（案）	3、4	業務内容 ウ アドバイザー会議（仮称）への出席 「アドバイザー会議（仮称）」については、主に設計者による対応が行われると考えてよろしいでしょうか。	アドバイザー会議（仮称）については、設計の段階から運営の目線を適切に反映するため、プロスポーツや音楽コンサート、イベント企画などの専門家にアドバイザーになっていただき、専門的な見地から意見をいただく場とすることを想定しています。アドバイザー会議は県が主催し、設計業者とコンストラクション・マネジャーにも同席を求めることとしています。
25	仕様書（案）	3、4	業務内容 ウ アドバイザー会議（仮称）への出席 「アドバイザー会議（仮称）」について、コンストラクション・マネジャーが作成する会議資料の具体的想定があれば教えてください。	コンストラクション・マネジャーに作成を依頼する会議資料については、現時点で具体的な想定はできていませんが、県の説明を補完する資料の作成を想定しています。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
26	仕様書（案）	9	別紙 事業関与者役割分担表【4】 3 4 仕様の検証において、受注者は「検証・助言」とありますが、検証するに当たっての要件等については、発注者側にて整理を実施されるものとして理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、発注者側から受注者側に対して必要に応じて助言を求める場合があります。
27	参考資料（新県民 体育館整備事業基 本・実施設計委託 業務説明書）	5	別紙3 整備スケジュール 解体設計、解体工事に係るマネジメントは本業務の対象に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	解体設計、解体工事に係るマネジメントは本業務の対象に含まれていません。